

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
千葉用水総合管理所長 土田百合子
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 大和田機場自動シャッターポート点検業務（オープencounter方式による）
2 業 務 場 所 千葉県八千代市村上3139独立行政法人水資源機構大和田機場
3 業 務 期 間 契約締結の翌日から45日間
4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見積参加要件 本店、支店又は営業所が千葉県内に所在すること。
なお、当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者である必要はありません。

- 3 見 積 書 等
1) 様 式 等 見積書の様式は任意ですが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提 出 方 法 電子メール（又はFAX）による。
なお、電子メール（又はFAX）に拘りがない場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）による。
- 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和8年1月7日 10:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所
電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709
- 5) 担 当 者 経理課 岩淵
- 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和7年12月24日 10:00 まで
- 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年1月8日までとします。
- 9) そ の 他
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌営業日までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後（納品確認後）の一括支払となります。
3) 最低金額を出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 岩淵			
	電話番号	047-483-0722	FAX番号	047-483-0709
メールアドレス	nvukei_chiba@water.go.jp			
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名
大和田機場自動シャッターポート検査業務

○くじ用数値
くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について
見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾
「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

承諾する

仕様書

1 適用

この仕様書は、大和田機場自動シャッターポイント検査業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 業務場所

千葉県八千代市村上3139

独立行政法人水資源機構大和田機場

3 期間

契約締結日の翌日から45日間

4 点検項目内容

- 1) 既存シャッターメーカー：東洋シャッター
- 2) 既存シャッターサイズ：W4800mm×H5800mm
- 3) 別添点検項目表のとおり

5 点検条件

- 1) 点検場所における点検作業日・時間は、あらかじめ機構担当職員の承諾を得るものとする。
- 2) 点検作業にあたっては、既存施設に損傷を与えないようを行うこと。
 - ・シャッターの開閉は、現在故障していることから手動で開閉すること。
 - ・点検作業時は、高所作業車を使用し安全帯等を装着して行うこと。

6 成果品

- 以下に示すものを成果品として提出し、機構担当職員の確認を受けるものとする。
- ・点検箇所における作業前後の写真
 - ・点検項目表
- なお点検結果の判定が「異常」となる箇所については、「備考」に必要となる措置を記載すること
- ・その他機構担当職員の指示するもの

7 疑義

この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

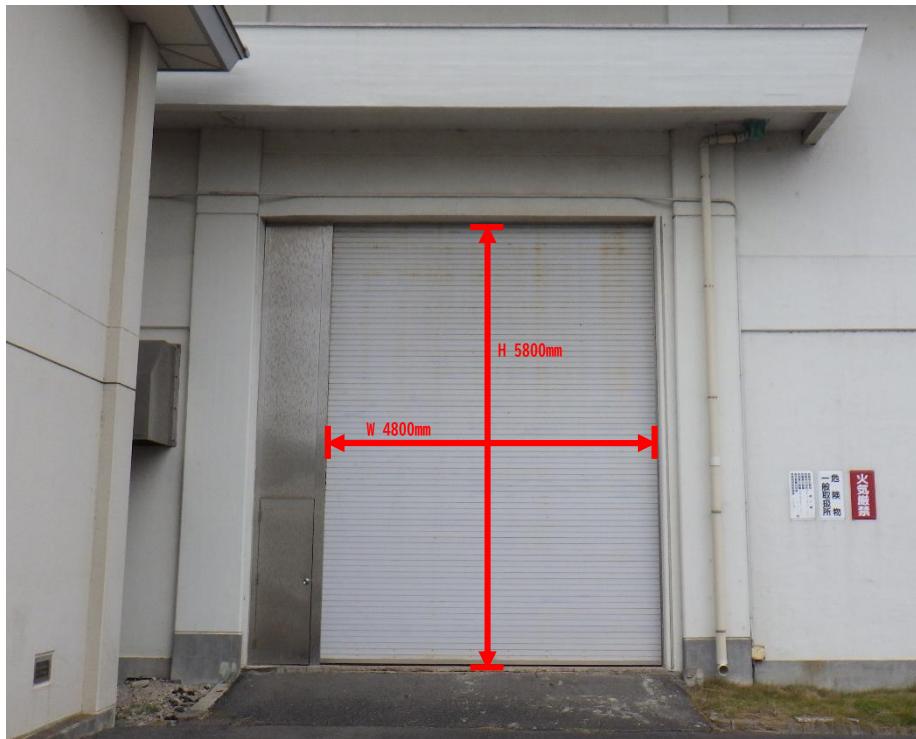
以上

点検項目表

点検項目	点検内容	結果	備考
1.点検口の状態	点検口の有無、取付位置、開閉操作、損傷		
2.降下位置障害	障害物の有無、シャッターラインと物品との距離		
3.操作障害	押しボタンスイッチの取付位置、手動閉鎖装置の取付位置		
4.開閉機	油漏れ、錆、腐食、異常音、異常加熱、固定ボルト		
5.ブレーキ装置	中間停止、異常音、異常加熱		
6.手動装置	設置位置、操作方法の表示、操作状態、巻上操作状況		
7.スプロケット・ローラーチェーン	芯ずれ、変形・汚損、セットボルト、摩耗、錆、ジョイント、たるみ状態		
8.ロープ車・ワイヤーロープ	変形・損傷、セットボルト、ワイヤーロープの摩耗・損傷（キンク、さくられ）、余巻、固定状態		
9.巻取シャフト・ブラケット	曲損、片寄り、カラー、軸受の取合い、変形・損傷、固定ボルト、軸受けの回転状態、溶接はがれ		
10.急降下停止装置	変形・腐食・セットボルト		
11.スラット・吊元	変形・損傷、片寄り、片下がり、端金物、吊元ボルト		
12.座板	変形・損傷、座板ねじ、錆、腐食		
13.ケース・まぐさ・押し車	変形・損傷、押し車の取付状態、回転状態		
14.ガイドレール	変形・損傷、錆、のみ口の状態		
15.制御盤	損傷、接続端子のゆるみ		
16.リミットスイッチ・安全スイッチ	変形・損傷、チェーンの張り具合、スプロケットの芯ずれ、作動確認		
17.押しボタンスイッチ	蓋・施錠の良否、取付環境、損傷、作動確認		
18.温度ヒューズ装置	変形・損傷、錆、スプリング、ヒューズメタル、作動状態		
19.手動閉鎖装置	変形・損傷、閉鎖確認、ワイヤー、操作ラベル		
20.自動閉鎖装置	変形・損傷、錆、作動確認、固定ボルト		
21.絶縁抵抗	電動機の主回路、制御回路、信号回路		
22.遮煙装置(材)	硬化、切損、接触状況		
23.降下状況	電動・手動操作、自動閉鎖、異常音、下限停止位置		
24.降下速度	閉鎖速度		
25.巻上状況	電動・手動操作、異常音、上限停止位置		
26.無線信号装置	変形・損傷、作動確認		
27.障害物検知装置	変形・損傷、作動確認、送信機の電池の確認		
28.危害防止用連動中継器	変形・損傷、作動確認、蓄電池の確認		

(注)点検結果の判定は次による。 ○:正常 ×:異常

■大和田機場シャッター(外側)



■大和田機場シャッター(内側)

